平成２３年（フ）第１１１２号
愛知県日進市香久山４丁目201番地１　４棟103
債務者　星野　慶江
1　決定年月日時　平成23年５月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月22日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第８３号
北海道苫小牧市大成町１丁目１番２―609号
債務者　坂多サツ子（旧姓沼久内）
1　決定年月日時　平成23年５月24日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月25日まで　札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２３年（フ）第８７号
北海道苫小牧市東開町４丁目１番５―205号
債務者　前田　敏孝
1　決定年月日時　平成23年５月24日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月25日まで　札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２３年（フ）第３９０号
仙台市泉区泉中央１丁目９番地の１　コーポ柳202
債務者　船岡ひろみ
1　決定年月日時　平成23年５月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月25日まで　仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２３年（フ）第２４号
宮城県石巻市雄勝町雄勝字味噌作２番地２、旧住所宮城県桃生郡雄勝町大字雄勝字味噌作２番地２
債務者　加納賢太郎
1　決定年月日時　平成23年５月24日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月25日まで　仙台地方裁判所石巻支部破産係

平成２３年（フ）第２５号
宮城県石巻市雄勝町雄勝字味噌作２番地２、旧住所宮城県桃生郡雄勝町大字雄勝字味噌作２番地２
債務者　加納あや子（旧姓内海）
1　決定年月日時　平成23年５月24日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月25日まで　仙台地方裁判所石巻支部破産係

平成２３年（フ）第３３号
宮城県石巻市南中里１丁目４番６号、前住所神奈川県横浜市旭区中沢１丁目１番51号村松荘103号
債務者　木村　和生
1　決定年月日時　平成23年５月24日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月25日まで　仙台地方裁判所石巻支部破産係

平成２３年（フ）第１６５号
秋田市濁川字後田65番地25
債務者　高橋　裕子（旧姓佐藤）
1　決定年月日時　平成23年５月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月25日まで　秋田地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第１６７号
秋田市新屋元町22番２号
債務者　阿部　朋子
1　決定年月日時　平成23年５月25日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月25日まで　秋田地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第１７９号
秋田県男鹿市払戸字渡部30番地113　市営住宅渡部団地３号
債務者　嵯峨　慎良
1　決定年月日時　平成23年５月25日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月25日まで　秋田地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第７１号
福島県二本松市新座131番地30
債務者　高島　房子
1　決定年月日時　平成23年５月25日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月25日まで　福島地方裁判所

平成２３年（フ）第３８号
福島県白河市登リ町46番地
債務者　山田　伸幸
1　決定年月日時　平成23年５月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月25日まで　福島地方裁判所白河支部破産係

平成２３年（フ）第１１２号
茨城県古河市東山田2419番地３
債務者　桜井　政樹
1　決定年月日時　平成23年５月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月25日まで　水戸地方裁判所下妻支部

平成２３年（フ）第４９号
群馬県みどり市笠懸町久宮190番地９
債務者　中里　倫子
1　決定年月日時　平成23年５月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月25日まで　前橋地方裁判所桐生支部

平成２３年（フ）第５４号
群馬県桐生市広沢町間ノ島７番地　Ａ―８号棟18号室
債務者　名畑　和人
1　決定年月日時　平成23年５月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月25日まで　前橋地方裁判所桐生支部

平成２３年（フ）第２１１号
千葉県船橋市大穴南２丁目11番10号
債務者　伊藤　憲昭
1　決定年月日時　平成23年５月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月25日まで　千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（フ）第３３５号
千葉県船橋市二和東５丁目17番３号
債務者　堀込　秀夫
1　決定年月日時　平成23年５月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月25日まで　千葉地方裁判所民事第４部破産再生係